平成２６年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目10番17号アーチ立花Ⅱ402号
債務者　中西　敏郎
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８０号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目27番12号
債務者　磯田　広美
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１０号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目８番21号パルテール立花105号
債務者　谷口　月子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６号
島根県邑智郡邑南町高見3012番地２　段の原町営住宅21号
債務者　増谷　秀之
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第６４号
山口県山陽小野田市大字山野井1588番地　市営住宅132号
債務者　中村　誉昭
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２４１号
北九州市小倉南区南方３丁目21番22号
債務者　川原　昭治
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４８号
福岡県中間市中鶴３丁目３番９－１号
債務者　重成　公江（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９３号
北九州市八幡西区穴生２丁目15番１号　103
債務者　船津　耕一
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９号
福島県田村郡三春町字渋池２番地
債務者　溝井　理仁
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
岐阜県可児市塩河2823番地３、前住所岐阜県可児市塩河2823番地５
債務者　加藤　信之
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２６２号
熊本市西区上熊本３丁目13番５号
債務者　橋本　直美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９８号
熊本県上益城郡益城町大字宮園386番地１西村マンション101号
債務者　奥村　志津
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０３号
熊本市中央区大江１丁目25番31号　キャッスルマンション大江601、前住所熊本市中央区坪井２丁目１番35号　メイツ80・３Ａ
債務者　森内　妙子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９号
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅９－２－３
債務者　秋元　勝機
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
青森県五所川原市大字小曲字沼田43番地６
債務者　川村　大介
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７６３号
愛知県清須市西枇杷島町古城２丁目18番地６ベレオＹ・Ｇ・M101
債務者　松岡　　守
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６２号
名古屋市昭和区西畑町７番地の16　シャルム西畑207号
債務者　山下　畊吉
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部